

「B I S 規制」の見直しについて

見直し案の概要と検討状況

平成14年10月
金融庁

BIS規制」:経緯と今後の日程

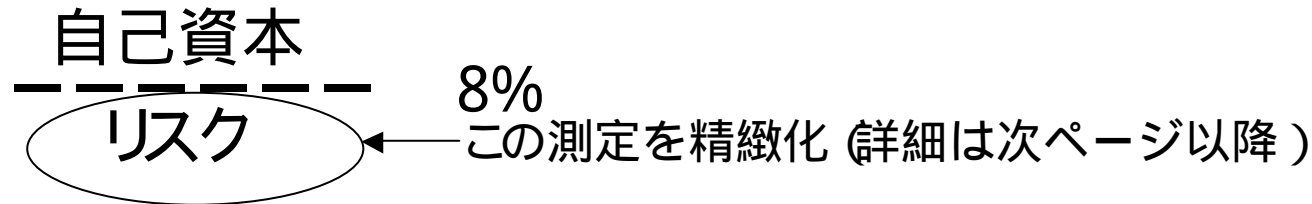
- **1988年** 現行BIS規制
- **1996年** 市場リスク規制 (ディーリング業務のリスク等)
- **1998年～ BIS規制の見直し作業**
 - 1999年 6月 1次案 パブリック・コメント
 - 2001年 1月 2次案 パブリック・コメント
 - 2002年 7月 進捗状況についての新聞発表

 - 2002年10月 銀行界に試算を要請
(調査票の形で新規制の全体像を提示)
- **今後の予定** -
 - 2003年第 2四半期 3次案の公表 パブリック・コメント
 - 2003年第 4四半期 最終案の公表
 - 2005年末 内部格付手法等の予備計算開始
(比率の公表はせず)
 - 2006年末 新規制の適用開始

「BIS規制」見直しの3つの柱

1)第1の柱

リスク計測の精緻化



2)第2の柱

銀行自身による自己資本戦略の策定

(金利リスクなど、第1の柱の対象となっていないリスクへの備えはどうか、
好況期に不況になったときへの備えがあるか、等)

当局によるレビュー

3)第3の柱

開示の充実 (自己資本の構成やリスク計測のあり方など)

市場規律

第1の柱 : リスク (BIS比率の分母) をより正確に計算

信用リスク

(貸倒れのリスク)

より正確な計測手法を提示
銀行に3つの選択肢

市場リスク

(トレーディング業務のリスク等)

現行規制のまま

オペレーショナル・リスク

(事務事故や不正行為などによ
って損失が発生するリスク)

新たに計測手法を提示
銀行に3つの選択肢

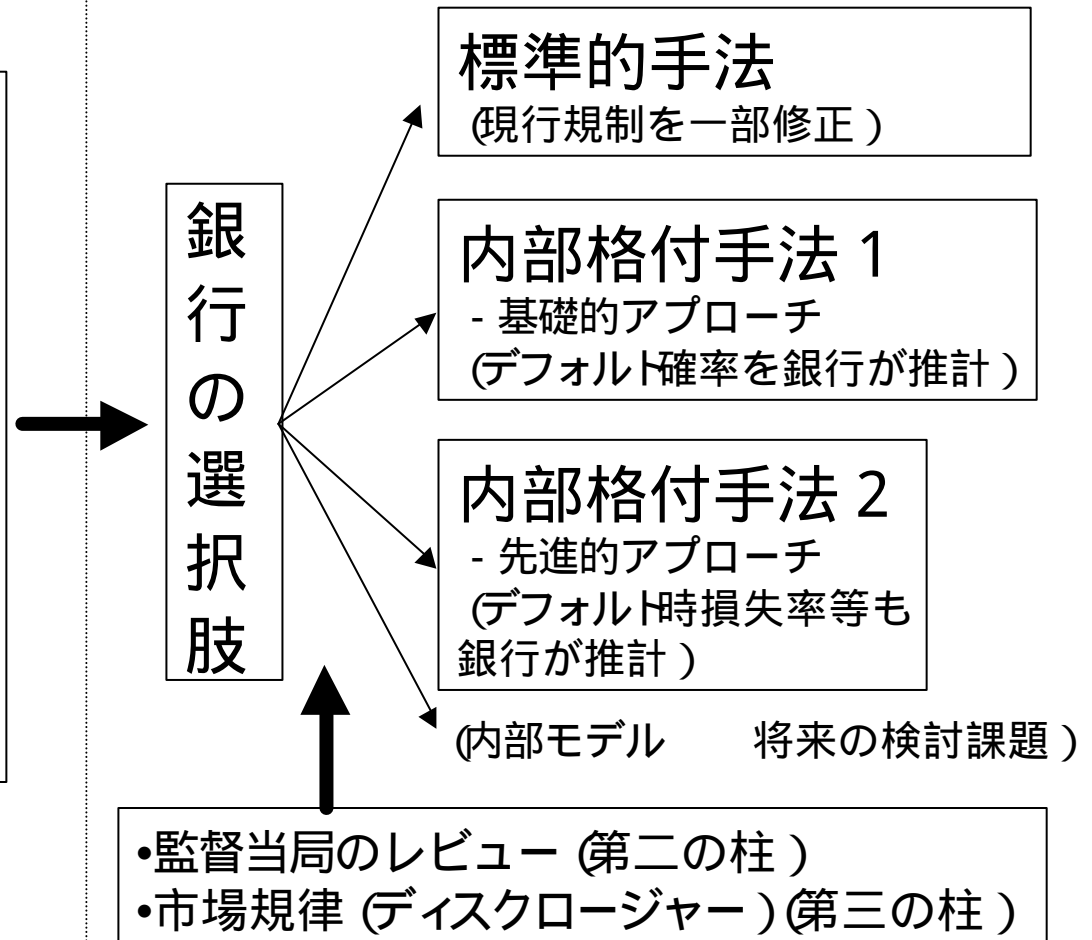
以上全体の合計で、平均的には現行規制と
概ね同じ所要資本額の水準とする方針

信用リスク計測の精緻化のイメージ

現状

一律のリスクウェイトを適用	
事業法人、個人	(100%)
住宅ローン	(50%)
銀行 (OECD所在)	(20%)
政府向け (OECD加盟国)	(0%)

見直し後



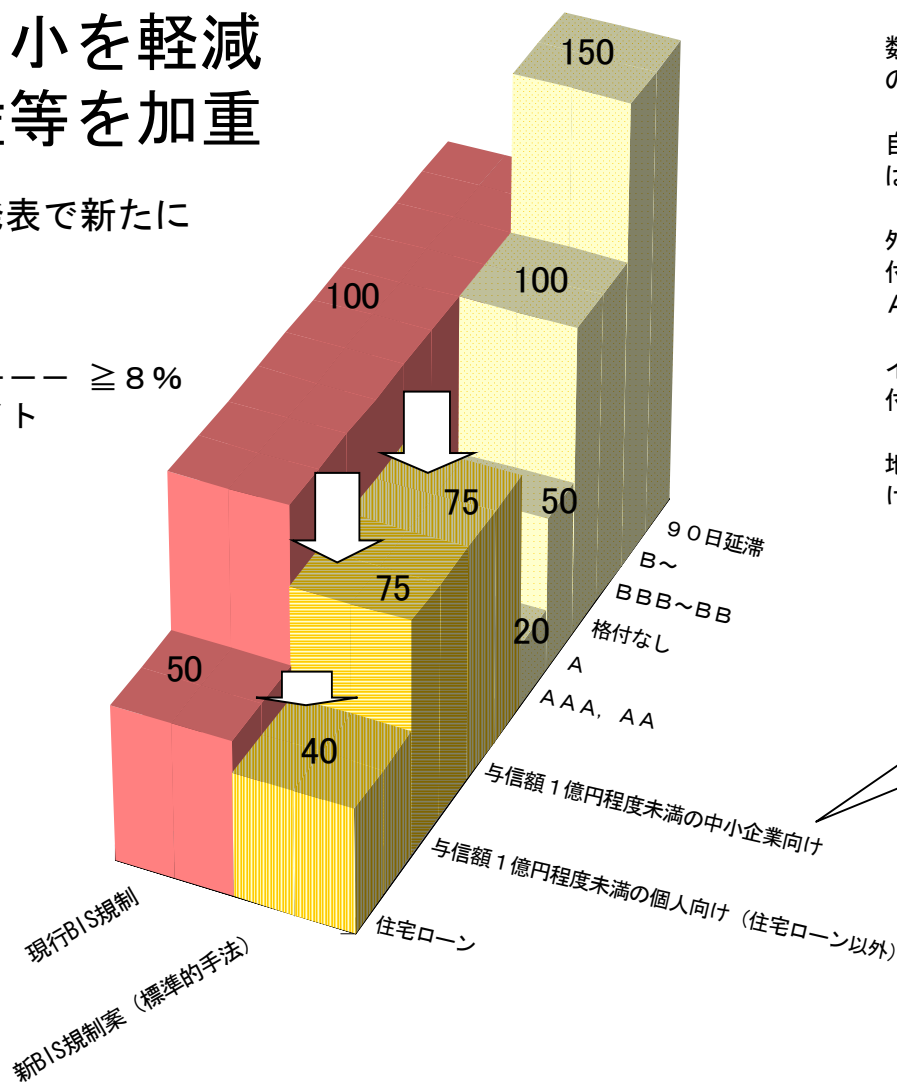
標準的手法のリスクウェイト

- ・ 個人・中小を軽減
- ・ 不良債権等を加重

矢印は7月の新聞発表で新たに示された部分

自己資本

----- $\geq 8\%$
与信額 × リスクウェイト



数字は、事業法人向け与信及び個人向け与信のリスクウェイト (%)。

自国国債 (自国通貨建て) のリスクウェイトは各国裁量で0%の適用可。

外国国債等はOECD輸出信用格付ないし格付会社格付を用いウェイト付け (AAA0%、AA20%、BBB50%)。

インターバンク与信は銀行ないし設立国の格付を用いてウェイト付け。

地方公共団体は国債ないし銀行のウェイト付け方法に準拠 (0%も可)。

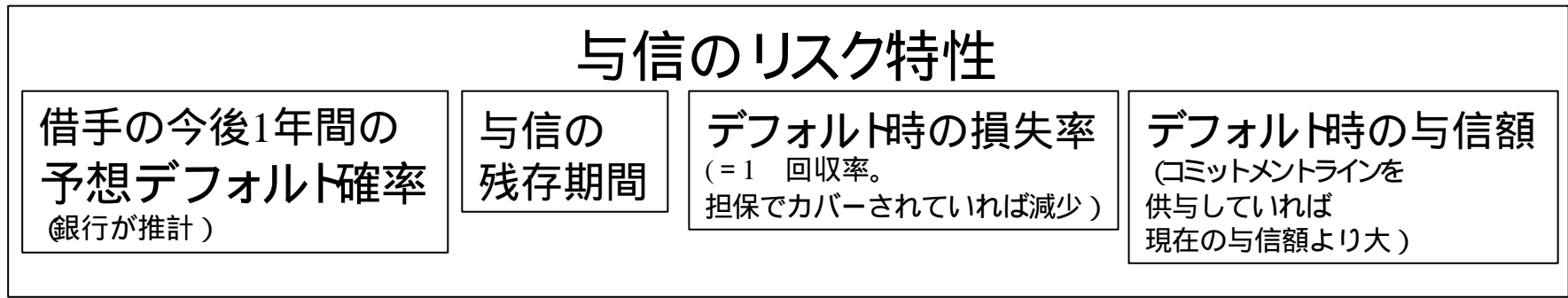
地銀大手の事業性資金貸出の先数の8割程度、残高の1-2割をカバー

(注) 一定の分散効果を確保するため、リスクウェイト75%適格の与信総額に対し、0.2%を超える与信については、100%のリスクウェイトを適用する。

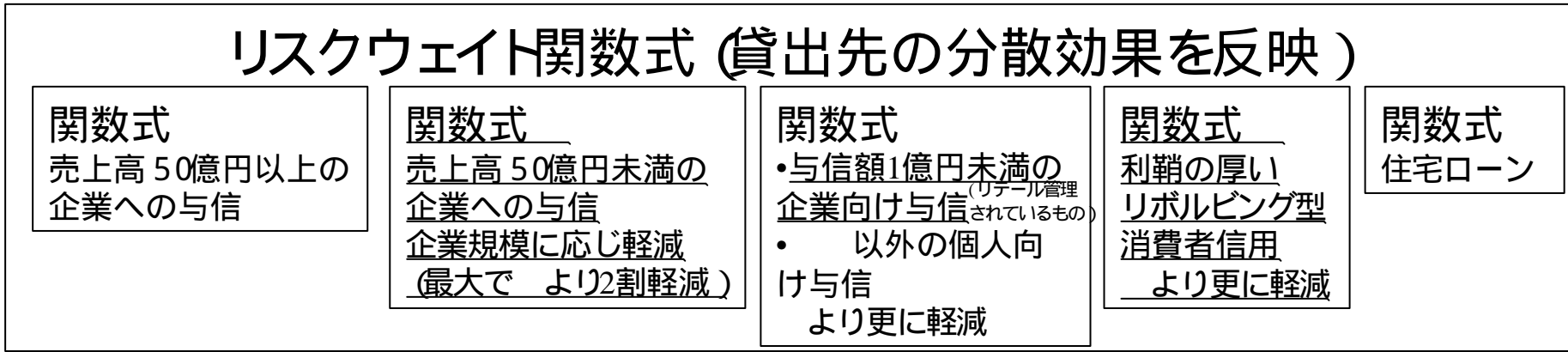
次ページの「内部格付手法」の適用結果と概ねバランスの取れた結果になるよう水準を設定した。

内部格付手法の仕組み

(下線部は7月の新聞発表で新たに示された部分)



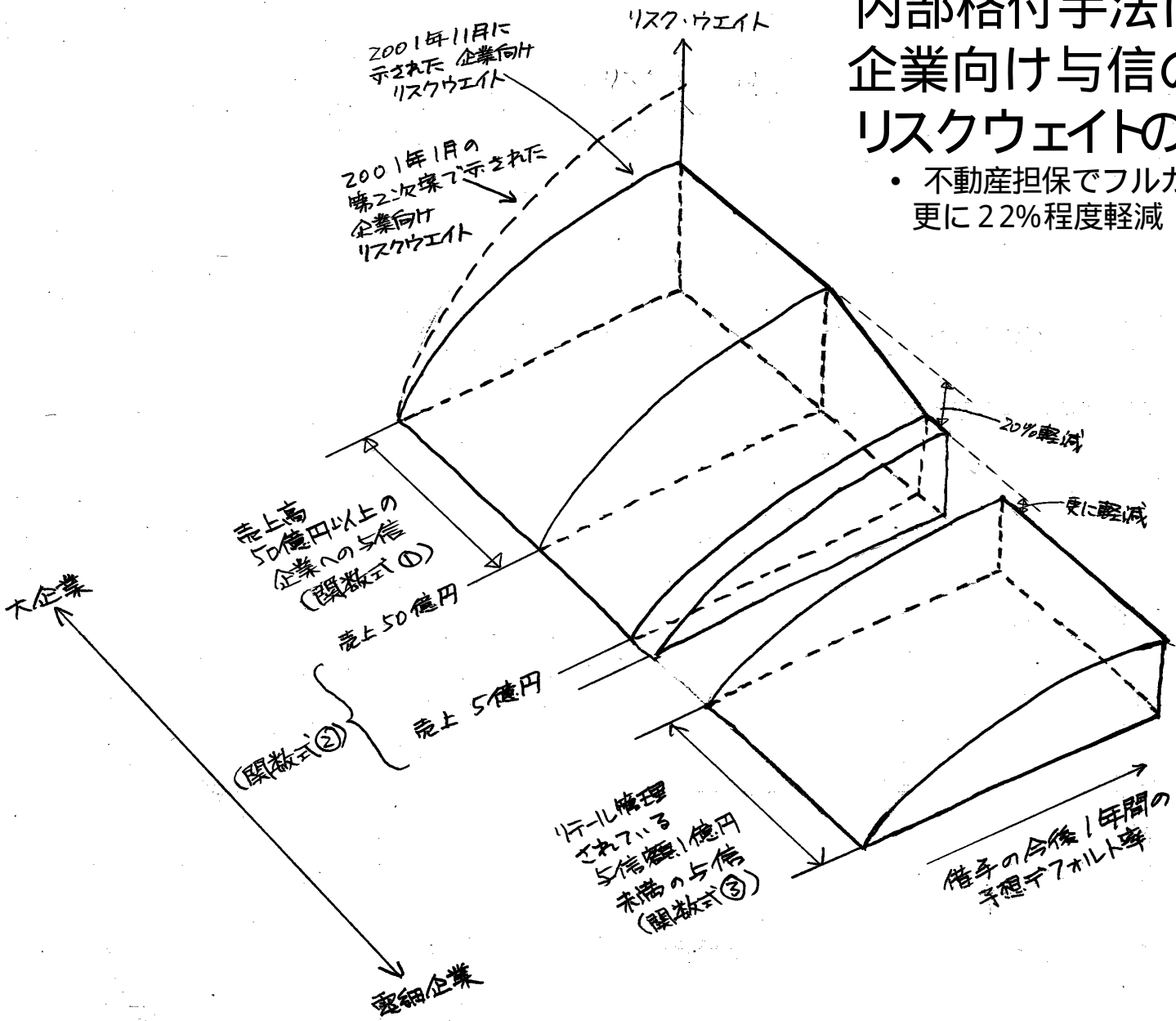
インプット



所要自己資本額

内部格付手法における 企業向け与信の リスクウェイトのイメージ

- 不動産担保でフルカバーの場合は
更に22%程度軽減



オペレーショナル・リスク (事務事故や不正行為などによって損失が発生するリスク) の計量化

1. オペレーショナル・リスクの増大
業務の高度化、アウトソーシングの拡大、
ITへの依存、訴訟
2. 銀行毎のリスク特性の多様化
信用リスク・市場リスクとオペ・リスクの比重が
銀行によって異なる
3. 信用リスク計測の精緻化にも対応

オペレーショナル・リスクの計量化

銀行の
選択肢

• 基礎的指標手法

銀行全体の粗利益に一定の掛け目を適用。

• 標準的手法

ビジネスライン(8つに区分)毎の粗利益にそれぞれ異なる掛け目を適用し合算。

• 先進的計測手法

過去の損失実績等を基礎に、損失分布手法、スコアカード手法など、銀行自身が用いているリスク評価手法を用いて所要自己資本額を計測。

分析やリスク管理の質などに関する基準を満たすことが利用の条件

我が国の現行自己資本比率規制の概要

国際統一基準

$$\frac{\text{Tier 1 (資本の部)} + \text{Tier 2 (劣後ローン、有価証券含み益の45%等)}}{\text{国債保有額} \times 0\% + \text{銀行向け与信} \times 20\% + \text{企業向け与信} \times 100\% + \text{住宅ローン} \times 50\%} \quad 8\%$$

(注)更に市場リスク等に関する所要の調整が行われている。

国内基準

$$\frac{\text{Tier 1 (資本の部)} + \text{Tier 2 (劣後ローン等。有価証券含み益含まず)}}{\text{(国際基準と同じ分母)}} \quad 4\%$$